平成２１年（再イ）第８４号
静岡県磐田市中泉1893番地１　ハイツエリアＡ－１Ｂ
再生債務者　松浦美和子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月25日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２１年（再イ）第１５６号
大阪府泉南市樽井４丁目46番13号
再生債務者　片桐　良寛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月25日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再イ）第５３号
奈良県生駒市さつき台２丁目14番地９
再生債務者　野々村定明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月25日　奈良地方裁判所

平成２１年（再イ）第５０号
宮崎県延岡市出北６丁目2191番地５
再生債務者　吉田　和代
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月25日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（再イ）第５２号
宮崎県延岡市若葉町１丁目2719番地４
再生債務者　宮川　憲一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年１月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月25日　宮崎地方裁判所延岡支部

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第２号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下､「料金公告」という。)１.⑵①イ(ﾊ)チ）Ｂに基づく集中工事等に伴う料金調整として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号)第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 22 年２月５日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　高橋　文雄

「中央自動車道富士吉田線の工事通行止めにおける料金調整の実施」

１．料金の調整を行う自動車
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジを流出又は流入する全車種。

２．料金調整額
首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金と同額とした額を上限とする。

３．実施する期間
平成22年２月15日から平成22年２月18日まで。

４．調整範囲
首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金が中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金より高い区間について料金調整を行う。

５．その他
３．に定める実施期間中において、平成18年３月31日付け国道第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間１.⑵⑤通勤割引イ(ｲ)が実施されている場合は、中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の相模湖インターチェンジを経由し、連続して通行する場合についても、本割引の適用回数は１回とし、(ｲ)表においてﾆ以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。
また、⑦早朝夜間割引イ(ｲ)が実施されている場合は、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと相模湖インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジに乗り継いだ車両及び相模湖インターチェンジと八王子インターチェンジ、あきる野インターチェンジ又は八王子西インターチェンジに乗り継いだ車両について、当該割引の対象として取り扱うものとする。
なお、各種割引については、上記料金調整を実施した料金の額に対して適用する。

企画割引「海老名インターチェンジ早期開通割引」

１．割引をする自動車
４．に定めるＡインターチェンジとＢインターチェンジ相互間を通行する全自動車。

２．割引額
割引額（単位：円）は、次表のとおりとする。

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	200

３．実施する期間
平成22年２月27日から平成22年３月31日まで。

４．適用する区間

Ａインターチェンジ	第一東海自動車道の海老名インターチェンジ
Ｂインターチェンジ	第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は厚木インターチェンジ

５．割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、障害者割引、大口・多頻度割引、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、乗合型自動車（定期路線）割引又は休日バス割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

企画割引「東名高速道路　海老名インターチェンジ開通に伴う通勤割引の適用に関する特例」

１．割引をする自動車
平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間、⑤イ(ｲ)に定めるＥＴＣ車。なお、下表についても通勤割引の適用回数を１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

第一東海自動車道と一般国道16号（八王子バイパス)(以下「八王子バイパス」という。)を、第一東海自動車道の海老名インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

２．割引率等
平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する事業」のうち、別紙３料金の額及びその徴収期間、⑥ロに定めるとおりとする。

３．実施する期間
平成22年２月27日から中日本高速道路株式会社が別に定める日まで。